

静岡県訓令甲第5号

本 庁
出先機関

静岡県処務規程（昭和33年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>(履歴書等の提出)</p> <p>第4条 新規採用の職員は、5日以内に所定の履歴書を総務課長等又は出先機関の長（以下「所属長」という。）を経て<u>経営管理部行政経営局人事課長</u>（以下「人事課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（当直員）</p> <p>第16条 出先機関における執務時間外及び県の休日の公印等の管守、文書及び物品等の收受、庁中の取締、非常事態に対する応急措置等にあたるため、<u>経営管理部財務局長</u>（以下「財務局長」という。）が必要と認めた機関に当直員を置くものとする。ただし、その他の機関であつても<u>財務局長</u>が必要と認めた場合は、臨時に当直員を置くことができる。この場合において2以上の出先機関が同一の庁舎内におかれているときは、それらの出先機関は協同して当直員を置くことができる。</p> <p>第17条 <u>財務局長</u>は、出先機関の長の意見を徴して当直員の人員及び当直員割当の基準を定める。</p>	<p>(履歴書等の提出)</p> <p>第4条 新規採用の職員は、5日以内に所定の履歴書を総務課長等又は出先機関の長（以下「所属長」という。）を経て<u>経営管理部人事課長</u>（以下「人事課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（当直員）</p> <p>第16条 出先機関における執務時間外及び県の休日の公印等の管守、文書及び物品等の收受、庁中の取締、非常事態に対する応急措置等に<u>当たるため、経営管理部資産経営課長</u>（以下「資産経営課長」という。）が必要と認めた機関に当直員を置くものとする。ただし、その他の機関であつても<u>資産経営課長</u>が必要と認めた場合は、臨時に当直員を置くことができる。この場合において2以上の出先機関が同一の庁舎内に<u>置かれている</u>ときは、それらの出先機関は協同して当直員を置くことができる。</p> <p>第17条 <u>資産経営課長</u>は、出先機関の長の意見を徴して当直員の人員及び当直員割当の基準を定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。